

都市緑地法（以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づき認可した京都市左京区静市市原町地内における緑地協定（令和3年7月13日第3号認可）について変更申請があったため法第48条2項の規定に基づき認可した。

この緑地協定書は、法第48条2項の規定に基づき、公告し、かつ、京都市建設局みどり政策推進室において一般の縦覧に供します。

令和4年4月7日

京都市長 門川大作

1 緑地協定の名称

京都市左京区静市市原地区緑地協定

2 緑地協定の区域

京都市左京区静市市原町886番1, 886番5, 886番6, 886番10,
886番11, 886番12, 886番13, 886番14, 886番15,
886番16, 886番17, 886番18

3 緑地協定書の条項の変更

第8条7項を8項とし、7項に次の1項を加える。

第8条7項 前項に関わらず、協定区域内において境界の明示の為に柵の設置が必要な場合は、YKKAP鋳物フェンス（キャスモア1型）色：アートブラック、またはYKKAPメッシュフェンス（イーネットフェンスA1F型）色：カームブラックの同等品の柵の設置を認めるものとします。ただし、柵の高さは70cmまでとし、コンクリートブロックを積まない事とします。

(建設局みどり政策推進室)